

介護老人保健施設 田沢の郷 短期入所 利用料金表

短期入所利用料 多床室（１割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	813	863	925	977	1,031
食費	1,600（第３段階② 1,300、第３段階① 1,000、第２段階 600、第１段階 300）				
滞在費	437（第３段階 430、第２段階 430、第１段階 0）				
夜間職員配置加算 ※１	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※２	18	18	18	18	18
１日あたりの利用料金	2,892	2,942	3,004	3,056	3,110
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※３	介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

短期入所利用料 個室（１割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	738	784	848	901	953
食費	1,600（第３段階② 1,300、第３段階① 1,000、第２段階 600、第１段階 300）				
滞在費	1,728（第３段階 1,370、第２段階 550、第１段階 550）				
夜間職員配置加算 ※１	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※２	18	18	18	18	18
１日あたりの利用料金	4,108	4,154	4,218	4,271	4,323
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※３	介護サービス費の合計の 1,000 分の 75				

その他の加算（１割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※４	184	184	184	184	184
療養食加算 ※５	１食あたり 8	１食あたり 8	１食あたり 8	１食あたり 8	１食あたり 8

【別表 - １の利用料項目※１～５の内約】

- ※１ 当施設では１日平均夜勤職員数５名以上で職員を配置しております。１日につき算定します。
- ※２ 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の６０以上である場合に、１日につき算定します。
- ※３ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の７５に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、１月につき加算されます。
- ※４ 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から事業所までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※５ 利用者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、１食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。

短期入所利用料 多床室（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,626	1,726	1,850	1,954	2,062
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
滞在費	437	437	437	437	437
夜間職員配置加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	36	36	36	36	36
1日あたりの利用料金	3,747	3,847	3,971	4,075	4,183
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	介護サービス費の合計の1,000分の75				

短期入所利用料 個室（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,476	1,568	1,696	1,802	1,906
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
滞在費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜間職員配置加算 ※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	36	36	36	36	36
1日あたりの利用料金	4,888	4,980	5,108	5,214	5,318
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	介護サービス費の合計の1,000分の75				

その他の加算（2割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※4	368	368	368	368	368
療養食加算 ※5	1食あたり 16	1食あたり 16	1食あたり 16	1食あたり 16	1食あたり 16

【別表 - 1の利用料項目※1～5の内約】

- ※1 当施設では1日平均夜勤職員数5名以上で職員を配置しております。1日につき算定します。
- ※2 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の75に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から事業所までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※5 利用者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。

短期入所利用料 多床室（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,439	2,589	2,775	2,931	3,093
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
滞在費	437	437	437	437	437
夜間職員配置加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	54	54	54	54	54
1日あたりの利用料金	4,602	4,752	4,938	5,094	5,256
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	介護サービス費の合計の1,000分の75				

短期入所利用料 個室（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,214	2,352	2,544	2,703	2,859
食費	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
滞在費	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
夜間職員配置加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※2	54	54	54	54	54
1日あたりの利用料金	5,668	5,806	5,998	6,157	6,313
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ※3	介護サービス費の合計の1,000分の75				

その他の加算（3割負担）

（単位；円）

送迎加算（片道） ※4	552	552	552	552	552
療養食加算 ※5	1食あたり 24	1食あたり 24	1食あたり 24	1食あたり 24	1食あたり 24

【別表 - 1 の利用料項目※1～5の内約】

- ※1 当施設では1日平均夜勤職員数5名以上で職員を配置しております。1日につき算定します。
- ※2 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合に、1日につき算定します。
- ※3 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の75に相当する額が「介護職員等処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※4 送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、居宅から事業所までの間の送迎を行った場合、片道につき算定します。
- ※5 利用者の病状等に応じて、食事せんに基づき、糖尿病食、腎臓病食等を提供した場合、1食につき（朝食、昼食、夕食ごと）算定します。

その他の料金

(単位 ; 円)

理 美 容 代		電 気 代	
カット (女性)	1,900	テレビ (1 ヶ月分)	300
顔そり (女性)	1,900	冷蔵庫 (1 ヶ月分)	1,270
カットと顔そり (女性)	2,200	電気毛布 (1 ヶ月分)	240
調髪と顔そり (男性)	2,500	洗 濯 代	
丸刈りと顔そり (男性)	2,300	私物洗濯代 (1 ヶ月分)	3,630
調髪 (男性)	2,200	タオルケット・綿毛布	440
丸刈り (男性)	2,000	毛布・二枚毛布	880
パーマ	4,300	ドライクリーニング	実費相当額
白髪染め	2,800	2 人部屋利用料 (1 日)	500

※洗濯代について

『1 度に回収する衣類が 12 点以上となる場合』は「私物洗濯代 (1 ヶ月分)」とは別に、1 回あたり別途 550 円 かかります。

当施設では、週 2 回の入浴・清拭時に衣類を洗濯に出します。その際、1 度に出す衣類が 12 点以上になった場合、その都度、1 回あたり 550 円が別途追加でかかります。